

平成30年度

市民税・県民税

給与所得に係る特別徴収のしおり

平成30年度 市民税・県民税の特別徴収について

市民税・県民税の特別徴収事務につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴殿を平成30年度個人市民税・県民税の給与所得に係る特別徴収義務者に指定（地方税法第41条および第321条の4第1項並びに那覇市税条例第45条第1項）し、市民税・県民税の特別徴収税額の通知書を別紙のとおり送付いたしますので、よろしくお願ひいたします。

なお、市民税・県民税の徴収および納入にあたっては、この「しおり」をご参照の上、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【特別徴収税額通知へのマイナンバー記載の見直し】

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、地方税法施行規則が一部改正され、平成30年度分以後の通知より、書面により送付する場合には当面の間マイナンバーを記載しないこととなりました。（詳細は2ページをご覧ください。）

■ 1月以降の退職は一括徴収をしてください。（詳細は5ページをご覧ください。）

■ 異動届出書等は eLTAX（エルタックス）でも提出できます。

■ eLTAXによる給与支払報告書の提出について

- ・給与支払報告書の eLTAX による提出が可能です。
- ・給与支払報告書を eLTAX で提出していただくと、特別徴収税額通知も eLTAX による受け渡しが可能です。
- ・給与支払事務の迅速化及び正確性のもとより、経費削減にも大きな期待ができるものと考えております。
- ・eLTAX の利用方法については eLTAX のホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご確認ください。

■ この『しおり』は那覇市ホームページの「税金」のコーナーに掲載しております。

〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号
那 覇 市 役 所

企画財務部 市民税課

☎(098) 861-3328(直通)

FAX (098) 861-1157

も く じ

●【お知らせ】	1	納税義務者は	6
●マイナンバー関係について	2	納入すべき市町村は	6
●特別徴収とは		退職手当等の支払を受けるべき日は	6
市民税・県民税の特別徴収とは	3	退職所得の控除額は	6
特別徴収を受ける方	3	税額の算出	6
給与以外の所得があるときは	3	退職所得に係る市・県民税を納入する時は	6
納税義務のない方	3	退職所得に係る特別徴収額の変更について	6
月割額の徴収方法	3		
特別徴収税額の変更(月割額の変更)	3	●市民税・県民税の算出方法	
月割額の納入場所および納期限	4	税額の計算	7
ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	4	所得控除の内容	8
納期の特例	4	●納入書の書き方	
納入が遅れた場合は	4	納入すべき税額が変更になったとき	9
特別徴収税額の納入場所	4	予備の納入書を使用するとき	9
納入書について	4	退職(給与分の税額を一括徴収し、退職分の税額を同時に納入するとき)・・・	10
臨時・パート従業員の給与支払報告書の提出義務について	4		
		●異動届の書き方	
●転勤・退職等は届出を		転勤者の記載例	11
転勤・退職等は届出を	5	退職者の記載例(普通徴収への切替)	12
1月以降の退職は一括徴収を	5	一括徴収の記載例	13
4月2日以降の就職者の特別徴収	5	●徴収方法変更の申出書の書き方	14
特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合	5	●給与所得者異動届出書(1部)	
		●市・県民税徴収方法変更申出書(1部)	
●退職所得に係る特別徴収		●特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書(1部)	
退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収	6	●指定通知書(初めて郵便局で納入するときに使用)	
特別徴収義務者は	6		

【お知らせ】

沖縄県内全ての市町村において、原則として全ての事業者を特別徴収義務者として指定いたします。(平成29年度より実施)

事業主の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられています。事業主や従業員の方が徴収方法を選択することはできません。(地方税法第321条の4)

Q (質問)

今まで特別徴収していなかったのに、なぜ今さら特別徴収をしないといけないのですか。

A (答え)

法令改正等があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業者については特別徴収をして頂く必要があったのですが、それが徹底されていませんでした。法律(地方税法第321条の3)により、所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)には、個人住民税の特別徴収が義務付けられています。法令の遵守をお願いします。

Q (質問)

従業員ならば、アルバイトやパート従業員であっても特別徴収する必要がありますか。

A (答え)

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、従業員の住民税を特別徴収しなければならないことになっていますので、源泉徴収されている従業員については、アルバイトやパートであっても、特別徴収をして頂く必要があります。

従業員等は原則特別徴収となりますが、下記のいずれかに当てはまる場合は、異動届出書の「異動の事由」欄に下記略号を記載することで「普通徴収」とすることができます。

※沖縄県統一基準

- a. 常時2人以下の家事使用人のみの事業所
- b. 給与の支給期間が1月を超える者(例:2か月に1回給与が支給される者)
- c. 給与の支払いが不定期
- d. 退職者または退職する予定の者、休職者
- e. 税額が給与額を上回るため、給与から天引きできない者
- f. 乙欄適用者(他の事業所で特別徴収される者)
- g. 事業専従者(青色申告者の専従者は源泉徴収の義務があるため除く)

個人情報保護のため、那覇市では特別徴収税額決定(変更)通知書(納税義務者用)を圧着式に変更しました。

個人の税額通知書には税の計算根拠となる情報(給与以外の収入や所得、資産の譲渡や株式の損益、寡婦や障害の状況等)が記載されているため、従業員の個人情報を保護する観点から、圧着して内容を秘匿した状態で送付することとしました。

※通知書の再発行は原則できません。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
住所	宛名番号	

あなたの特別徴収税額をたのびお知らせ(説明)したので、地方税法第321条の4(第321条の6)の規定により通知します。また、この通知書の複製を無断にできない場合は、この通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に請求書を送付してください。この特別徴収税額の決定の取扱いを求める請求は、税額の普通徴収に係る徴収の決定を受けた日の翌日から起算して10日以内に請求書として(住所変更の代理者となります。)提出することができます。なお、税額の戻金については、税額の普通徴収に対する徴収を控除された後でなければ返給することができません。但し、普通徴収があった日から3月を経過しても返給しないこと、併せて、税額の戻金は請求書提出の日を過ぎるとして返給する旨を記載する必要がある場合があります。併せて、税額の戻金に関するお問い合わせは、税務課(納税課)に受け付けます。

本通知は個人情報保護のため、圧着シートで加工しています。ゆくり渡してご覧ください。

年月日

那覇市 市長 印

ミシン目

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
住所	宛名番号	

あなたの特別徴収税額をたのびお知らせ(説明)したので、地方税法第321条の4(第321条の6)の規定により通知します。また、この通知書の複製を無断にできない場合は、この通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に請求書を送付してください。この特別徴収税額の決定の取扱いを求める請求は、税額の普通徴収に係る徴収の決定を受けた日の翌日から起算して10日以内に請求書として(住所変更の代理者となります。)提出することができます。なお、税額の戻金については、税額の普通徴収に対する徴収を控除された後でなければ返給することができません。但し、普通徴収があった日から3月を経過しても返給しないこと、併せて、税額の戻金は請求書提出の日を過ぎるとして返給する旨を記載する必要がある場合があります。併せて、税額の戻金に関するお問い合わせは、税務課(納税課)に受け付けます。

本通知は個人情報保護のため、圧着シートで加工しています。ゆくり渡してご覧ください。

年月日

那覇市 市長 印

ミシン目

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
住所	宛名番号	

あなたの特別徴収税額をたのびお知らせ(説明)したので、地方税法第321条の4(第321条の6)の規定により通知します。また、この通知書の複製を無断にできない場合は、この通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に請求書を送付してください。この特別徴収税額の決定の取扱いを求める請求は、税額の普通徴収に係る徴収の決定を受けた日の翌日から起算して10日以内に請求書として(住所変更の代理者となります。)提出することができます。なお、税額の戻金については、税額の普通徴収に対する徴収を控除された後でなければ返給することができません。但し、普通徴収があった日から3月を経過しても返給しないこと、併せて、税額の戻金は請求書提出の日を過ぎるとして返給する旨を記載する必要がある場合があります。併せて、税額の戻金に関するお問い合わせは、税務課(納税課)に受け付けます。

本通知は個人情報保護のため、圧着シートで加工しています。ゆくり渡してご覧ください。

年月日

那覇市 市長 印

ミシン目

特別徴収義務者名

頁

通知書は従業員3名分が1枚に繋がった形となっておりますので、ミシン目より切り離し、**圧着部分をはがさず**に、各個人へお渡しください。

また、課税については、納税義務者ご本人様からお問い合わせください。

マイナンバー関係について

●特別徴収税額通知へのマイナンバー記載の見直しについて

地方税法施行規則第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定により、書面により特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を送付する場合には当面の間マイナンバーを記載しないこととなりました。

【注意点】

1. 平成 30 年度分以後の通知から適用されます。
2. eLTAX や光ディスク等、電子的な方法で特別徴収税額通知を送付する場合は、引き続きマイナンバーを記載します。
3. 給与支払報告書や異動届等、特別徴収義務者が市町村に提出する書類は、引き続きマイナンバーの記載が必要です。

●個人番号（マイナンバー）とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。住民票をもつ全ての人を持つ 12 桁の番号です。

●法人番号とは

番号法第 2 条第 15 項に規定する法人番号（13 桁）をいいます。
※一法人に対し一番号のみ指定されることとなっていますので、支店や事業所独自で特別徴収を行っている場合（一法人で、那覇市の特別徴収義務者指定番号を複数持っている場合）でも法人番号は同じ番号となります。ただし、特別徴収義務者指定番号は、従来通り、別々の番号を記載してください。

●個人番号、法人番号の記載が必要な様式（一部）

No	様式名称
1	給与所得者異動届出書
2	市・県民税徴収方法変更申出書
3	特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
4	特別徴収の納入書（裏面のみ）

●個人事業主の皆さまへ

(1) 従業員の転勤・転職等で特別徴収が継続となる場合の異動届出書
転勤者等で、(旧)事業所から(新)事業所へ異動届出書を送付する場合、(旧)事業所が個人事業主の場合は個人事業主の個人番号は記載せず、(新)事業主へ送付してください。

※個人事業主の個人番号を(新)事業所で確認できないようにするため。

※後日、那覇市市民税課より(旧)事業所の個人事業主へ個人番号の確認を行う場合があります。

※異動者の個人番号は記載してください。

(2) 退職所得に係る市・県民税の特別徴収納入申告書について
納入書の裏面にある「退職所得に係る市・県民税の納入申告書」を使用する場合は、納入申告書を金融機関と那覇市市民税課の両方にご提出ください。

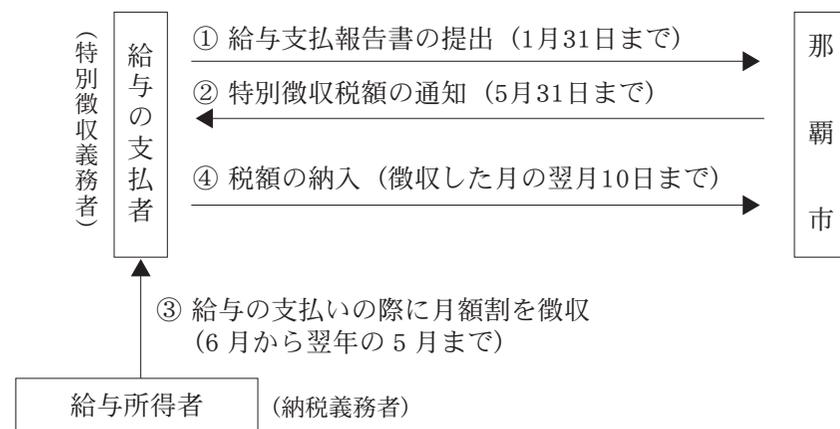
・金融機関に提出する納入申告書…個人番号は記載しないでください。
・那覇市市民税課に提出する納入申告書…個人番号を記載してください。

(那覇市市民税課に提出する納入申告書は、金融機関に提出する納入申告書のコピーに個人番号を記載したもので結構です。)

特別徴収とは

●市民税・県民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じく、給与の支払者（特別徴収義務者）が給与の支払を行うときに、その支払う給与から給与所得者（納税義務者）の市民税・県民税の月割額を差引徴収し、納入していただく制度をいいます。



●特別徴収を受ける方

平成29年中に給与所得があり、平成30年4月1日現在で給与の支払いを受けている方については、市民税・県民税を特別徴収の方法によって徴収することが、法律により義務づけられています。パート・アルバイトや本人希望といった理由により普通徴収にすることはできません。

●給与以外の所得があるときは

給与所得以外の所得があるときは、これらに係る所得割の税額は、原則として給与所得と合算して特別徴収することになっています。

ただし、納税者からこの分を普通徴収（納税義務者による直接納付）の届け出がある場合は、給与所得と分離して普通徴収の方法によ

り納めることができます。

また平成30年4月1日現在で、65歳未満の給与所得者で公的年金に係る住民税（市民税・県民税）がある方については、原則として、公的年金に係る税額も給与から特別徴収することになっています。なお、ご本人の希望により普通徴収にすることもできます。

平成30年4月1日現在で、65歳以上の方は、公的年金に係る税額は給与から特別徴収することができませんので、ご注意ください。

●納税義務のない方

平成30年1月1日現在、次のいずれかに該当する方で平成29年中の合計所得金額が125万円以下（給与収入にして204万4千円未満）の方は、市民税・県民税が非課税となります。

- 障害者
- 未成年者（平成10年1月3日以降生まれの方）
- 寡婦及び寡夫

●月割額の徴収方法

別途『平成30年度市民税・県民税の特別徴収税額の通知書』に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してありますので、6月以降に支払う給与から翌年5月まで毎月、その該当する月割額を差引き徴収し、翌月10日までに納入してください。

●特別徴収税額の変更（月割額の変更）

特別徴収税額の通知後に、転勤や退職等による異動が生じた場合は、事業所からの届出に基づき、当市から「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、その通知書に基づいて変更後の税額を徴収・納入してください。

⑨ なお、変更が生じても、新しく納入書は送付しませんので、当初に送付した納入書に変更額を訂正記載し、納入してください。
(訂正方法 P9参照)

●月割額の納入場所および納期限

徴収された月割額は同封した「納入書」によって県内各金融機関、あるいはゆうちょ銀行・郵便局で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。（6月分は7月10日まで、それ以降は順次翌月10日まで）

●ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に沖縄県外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、当初納入する際に、綴込みの「指定通知書」（本しおり最終ページ）へご利用になるゆうちょ銀行・郵便局名及び提出年月日を記載して、提出してください。なお、前年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますので、届出の必要はありません。

●納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払を受ける方が常時10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を市長に対して提出し、その承認を受けたときは、次のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- (1) 6月から11月までの分は、12月10日まで
- (2) 12月から翌年5月までの分は、6月10日まで

※「申請書」は那覇市市民税課ホームページよりダウンロード頂くか、市民税課までご連絡ください。

●納入が遅れた場合は

特別徴収義務者が、納期限までに税額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じて延滞金が徴収されます。

また、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることとなりますので、特に注意してください。

●特別徴収税額の納入場所

- (1) 琉球銀行本店および各支店・出張所
- (2) 沖縄銀行本店および各支店・出張所
- (3) 沖縄海邦銀行本店および各支店・出張所
- (4) コザ信用金庫本店および各支店・出張所
- (5) 沖縄県労働金庫本店および各支店・出張所
- (6) 沖縄県農業協同組合および出張所
- (7) みずほ銀行本店および各支店・出張所
- (8) 鹿児島銀行本店および各支店・出張所
- (9) 商工組合中央金庫
- (10) ゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県内または指定通知書により指定されたもの）

※ゆうちょ銀行・郵便局では納期限を過ぎると取り扱いできません。

※納期限経過後、1ヶ月を過ぎると指定金融機関（琉球銀行）以外では取り扱いできません。

●納入書について

この「しおり」には納入書がついておりません。

納入書は「特別徴収税額通知書」とともに送付します。

納入書にはあらかじめ税額、特別徴収義務者名等必要事項はすべて記載してありますので、変更がなければ何も記載せずそのまま納めてください。

※なお、納税額に変更がある場合でも、納入書の再発行はしませんので、当初送付された納入書の納入金額を訂正して納めてください。

（訂正方法P9～P10参照）

また、従業員が退職した際、給与分（昨年中の所得に対して課税し、平成30年の6月より12分割の月割額として給与から差し引く分）の一括徴収分と退職所得分（退職手当等に対する課税分）の記入欄を間違えないようにしてください。

●臨時・パート従業員等の給与支払報告書の提出義務について

年の途中で退職した臨時・パート従業員等でも30万円を超える支払をした場合は、「給与支払報告書」をご提出いただく義務があります。ご提出の際には従業員の氏名、生年月日等を正しく記載し、退職時の居住地の市町村へご提出ください。※30万円以下の方についても、適切な課税の観点からご提出いただきますようお願いいたします。

転勤・退職等は届出を

●転勤・退職等は届出を

特別徴収の方法による納税義務者になっている人に転勤・退職等の異動があった場合、その事実の発生した月の翌月10日までに必ず「特別徴収にかかる異動届出書」を提出してください。

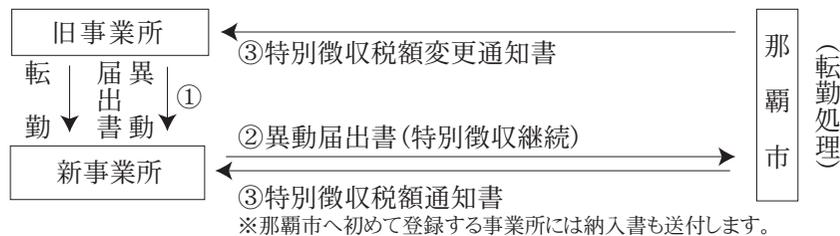
なお、転勤の場合は「特別徴収にかかる異動届出書」を新事業所を経由して、翌月10日までに提出してください。(異動届出書の記入方法は11～13ページにあります。)

また、給与支払報告書提出後、平成30年4月1日までに異動があった人については、平成30年4月15日までに、「給与支払報告にかかる異動届出書」を提出してください。

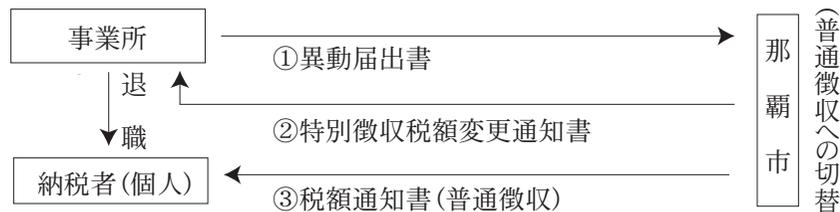
※なお、異動対象者の居住市町村が前年と現年の1月1日現在で異なるときは、その年度により課税している市町村が異なるため、それぞれの市町村に必ず提出してください。

これらの異動届出書の提出が遅れますと、退職した納税者の税額分が特別徴収義務者の滞納となり、また納税義務者への納税通知書の交付が遅れ、ご迷惑をかけることがありますので、遅滞なく届出書を提出してください。

●転勤(特別徴収の継続)の場合(異動届出書の記入方法は11ページ)



●退職の場合(異動届出書の記入方法は12・13ページ)



●1月以降の退職は一括徴収を(異動届出書の記入方法は13ページ)

特別徴収の方法によって納税している人が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合で、下記(1)または(2)に該当するときは、特別徴収義務者は、給与または退職手当等の支払をする際に、必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。

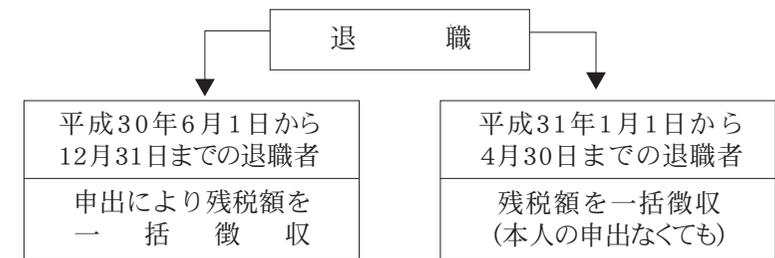
(1) 退職の日が平成30年6月1日から12月31日までのとき

退職した給与所得者から一括徴収の申出があり、かつ残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合。

※ 退職者本人より申請がない場合でも、残税額を超える給与等がある場合は、出来るだけ承諾を得て一括徴収での納入をお願いします。

(2) 退職の日が平成31年1月1日から4月30日までのとき

平成31年5月31日までに残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合、本人からの申出がなくても一括徴収しなければなりません。



●4月2日以降の就職者の特別徴収(記入方法は14ページ)

4月2日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合は、綴込みの「市・県民税徴収方法変更申出書」を作成の上、市民税課に提出してください。

●特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合

綴込みの「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」に変更事項を記入の上、市民税課に提出してください。

退職所得に係る特別徴収

●退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得に対する個人の市民税・県民税は、退職手当等の支払の際に、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から徴収して、納入していただくことになっています。納入申告書（納入書の裏面）の提出もお願いします。

死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その方の相続人に支給されることになった退職手当等については、市民税・県民税においては非課税となります。

●特別徴収義務者は

退職手当等の支払いをする者が特別徴収義務者でも、特別徴収義務者は退職手当等の支払をする際に、その退職手当等について退職手当に係る個人の市民税・県民税を徴収し、納入しなければなりません。

●納税義務者は

退職所得に対する個人の市民税・県民税の納税義務者は、市町村内に住所を有する者で、退職手当等の支払を受ける方です。

●納入すべき市町村は

退職所得にかかる市民税・県民税の課税は、退職手当等の支払を受ける方（退職者）の平成30年1月1日現在の住所所在地の市町村です。したがって、退職手当等から徴収した個人の市民税・県民税は、退職者の1月1日現在の住所所在地の市町村に納入していただくことになります。

ただし、平成31年1月1日以降に退職する場合は、平成31年1月1日現在の住所所在地の市町村に納入してください。その時には、一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合がありますのでご注意ください。

●退職手当等の支払を受けるべき日は

退職手当等について支払を受けるべき日、すなわち退職所得についての収入金額の権利を確定する時期は、原則として退職した日となります。ただし、会社の役員等の退職手当等で、会社の定款、その他の定めにより、株主総会の決議を要するものについては、その決議があった日となります。

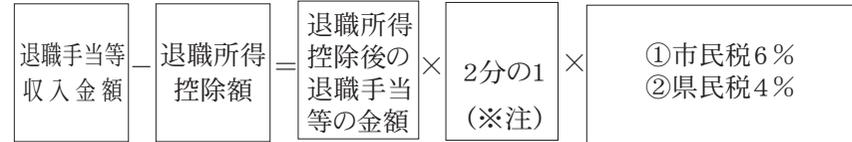
●退職所得の控除額は

勤続年数	控 除 額
20年まで	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
21年以上	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。(例)22年9カ月 → 23年
 ※退職金(手当)等の支払を受けるものが在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記の退職所得控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

●税額の算出

税額の算出方法は次のとおり



(※注)：勤続年数が5年以下の役員を除く

●退職所得に係る市・県民税を納入する時は

- 納入書には給与に係る「給与分」と「退職所得分」があります。退職所得分は必ず退職所得分の納入金額欄に記入してください。
- 納入申告書は納入済通知書の裏面にありますので、忘れずに記入してください。(10 ページ参照)

●退職所得に係る特別徴収税額の変更について

平成25年1月1日以降に支払われるべき退職金(手当)等に係る住民税については下記のとおり、変更となりました。

1. 退職所得に係る10%税額控除の廃止 改正内容(住民税)

	変 更 前
住 民 税	{退職所得×10%(市民税6%、県民税4%)}×90%

↓

	変 更 後
住 民 税	退職所得×10%(市民税6%、県民税4%)

2. 役員等が退職する際に支払われるべき退職金等については、役員としての勤続年数が5年以下の場合、退職所得の2分の1課税の廃止。

改正内容(住民税)

	変 更 前		
退職所得の計算	退職所得=(退職金等の金額-退職所得控除額)×1/2 (1,000円未満切捨て)		

↓

	変 更 後		
	区分	勤続年数	退 職 所 得
退職所得控除 の 計 算	役員等	5年以下	退職金等の金額-退職所得控除額
		5年超	(退職金等の金額-退職所得控除額)×1/2 (1,000円未満切捨て)

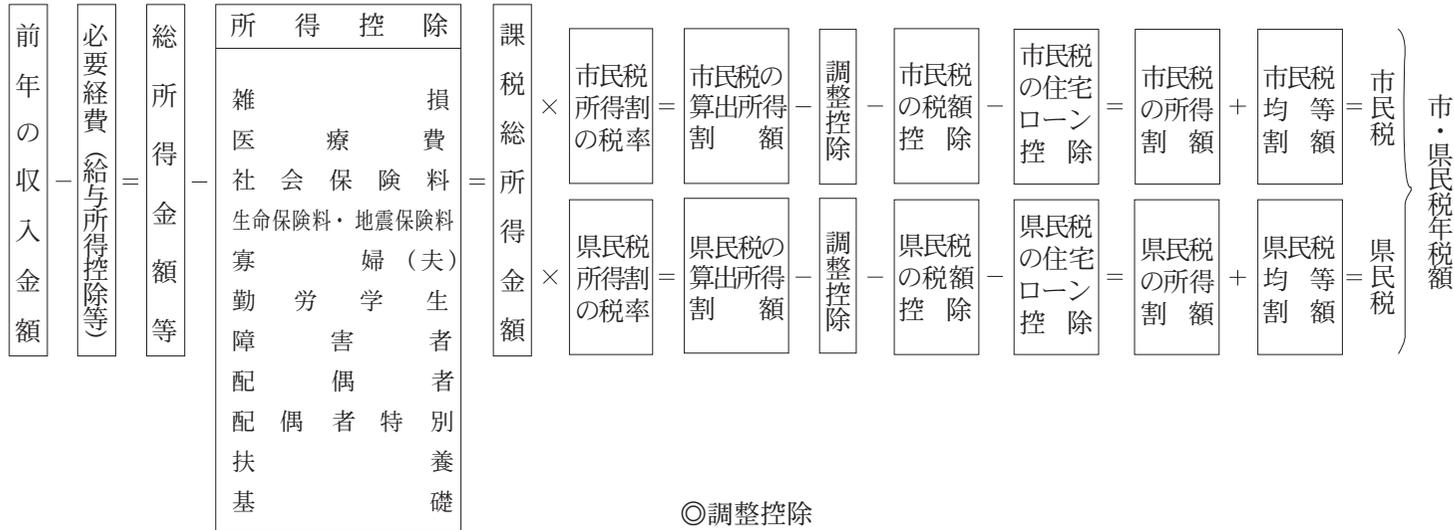
○「役員」とは次に掲げる者をいいます。

法人税法第2条第15項に規定する役員・国会議員及び地方議会議員・国家公務員及び地方公務員

市・県民税の算出方法

●税額の計算

市市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算します。



税率		
	所得割額	均等割額
市民税	一律 6%	3,500円*
県民税	一律 4%	1,500円*

※東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から10年間、市・県民税均等割額に復興特別税として500円加算されています。

◎調整控除

①課税標準額が200万円以下の者

下記のイ)とロ)のいずれか小さい額の5%(市:3%、県:2%)

イ) 所得税と住民税の人的控除の差の合計額

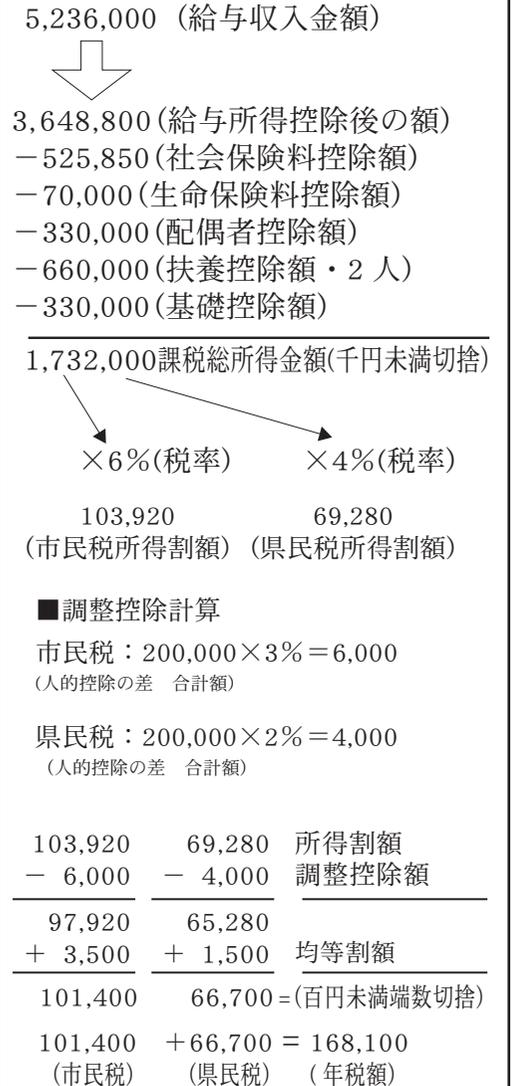
ロ) 課税所得(標準額)金額

②課税標準額が200万円超の者

{ 人的控除の差の合計額 - (住民税の課税所得金額 - 200万) } × 5% (市:3%、県:2%)

※ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円(市民税1,500円、県民税1,000円)

【計算例】



※「配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除」がある場合には、計算方法が異なります。

●所得控除の内容

人的控除	控 除 額		
障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき …… 26万円 特別障害者については …… 30万円 納税義務者又はその配偶者若しくは納税義務者と生計を一にしている …… 53万円 その他の親族と同居している特別障害者		
寡婦控除	納税義務者が寡婦である場合には …… 26万円 ただし、合計所得金額が500万円以下で、かつ扶養親族である子を有する場合には …… 30万円		
勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には …… 26万円		
寡夫控除	納税義務者が寡夫である場合には …… 26万円		
配偶者控除	●控除対象配偶者 …… 33万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には …… 38万円		
配偶者特別控除	控除対象配偶者	配偶者の所得金額	控 除 額
		0円～380,000円	0円
	その他配偶者	380,001円～449,999円	33万円
		450,000円～499,999円	31万円
		500,000円～549,999円	26万円
		550,000円～599,999円	21万円
		600,000円～649,999円	16万円
		650,000円～699,999円	11万円
		700,000円～749,999円	6万円
		750,000円～759,999円	3万円
760,000円	0円		
扶養控除	●控除対象扶養親族1人につき(16歳以上) …… 33万円 ただし、老人扶養親族(70歳以上)については …… 38万円 特定扶養親族(19歳以上～23歳未満)については …… 45万円 ●納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は1人につき …… 45万円		
基礎控除	…… 33万円		

その他の控除	控 除 額		
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失金額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10) ②災害関連支出の金額－5万円		
医療費控除	支払った医療費－保険等により補填された額－(総所得金額等×5%または10万円のいずれか低い額)(控除限度額200万円) ※セルフメディケーション税制を選択した場合は下記の通り 特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)購入費－12,000円 (控除限度額88,000円)		
社会保険料控除	支払った額		
生命保険料控除	新契約	支払金額	控除額
		12,000円以下のとき	全額
	旧契約	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
		15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超のとき	35,000円	
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		
地震保険料控除	①地震保険料のみを支払った場合 支払った保険料×1/2……………(限度額25,000円)		
	②旧長期損害保険料のみを支払った場合 イ 支払った保険料が5,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 ロ 支払った保険料が5,000円を超え15,000円以下の場合 ……………支払った保険料×1/2+2,500円 ハ 支払った保険料が15,000円を超える場合……………10,000円		
	③地震保険料と旧長期損害保険料の両方の支払がある場合 ……上記①により求めた金額+②により求めた金額 (限度額25,000円)		

納入書の書き方・・・税額が変更されたとき

【注意】

納税義務者である従業員の異動により納入すべき税額に変更が生じた場合には、納入書の金額訂正をするとともに、必ず『特別徴収にかかる給与所得者異動届出書』（このしおりの巻末につづられています。）も併せて記載し、市民税課に提出してください。

●納入すべき税額が変更になったとき…「納入金額(1)」の欄の税額を二重線で削除し、「納入金額(2)」の「給与分」と「合計額」欄に実際の納入金額を記入します。
(訂正印は不要です。)

沖縄県那覇市 個人市民税 個人県民税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
472018	02080-6-960141	那覇市会計管理者
指定番号		納入金額(1)
8040865		148,800 円
平成 30 年 7 月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収 分を含む)	納税 所得分
	110800	
納期限 平成 30 年 8 月 10 日	延滞金	額 督促 手数料
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。		
	合計額	110800
納税義務者 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称	領収日 付印	
〒902-0065 壺屋4丁目 5番31号 那覇株式会社	殿	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

沖縄県那覇市 個人市民税 個人県民税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
472018	02080-6-960141	那覇市会計管理者
指定番号		納入金額(1)
8040865		148,800 円
平成 30 年 7 月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収 分を含む)	納税 所得分
	110800	
納期限 平成 30 年 8 月 10 日	延滞金	額 督促 手数料
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。		
	合計額	110800
納税義務者 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称	領収日 付印	
〒902-0065 壺屋4丁目 5番31号 那覇株式会社	殿	

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

沖縄県那覇市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
472018	02080-6-960141	那覇市会計管理者
指定番号		納入金額(1)
8040865		148,800 円
平成 30 年 7 月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収 分を含む)	納税 所得分
	110800	
納期限 平成 30 年 8 月 10 日	延滞金	額 督促 手数料
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。		
	合計額	110800
納税義務者 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称	領収日 付印	
〒902-0065 壺屋4丁目 5番31号 那覇株式会社	殿	

上記のとおり通知します。(受付店→琉球銀行・本店営業部・那覇市役所内出張所→那覇市) (那覇市保管)

●予備の納入書を使用するとき…「納入金額(2)」の「給与分」と「合計額」欄に実際の納入金額及び納入年・月を記入します。

沖縄県那覇市 個人市民税 個人県民税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
472018	02080-6-960141	那覇市会計管理者
指定番号		納入金額(1)
8040865		***** 円
平成 30 年 7 月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収 分を含む)	納税 所得分
	110800	
納期限 平成 年 月 日	延滞金	額 督促 手数料
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。		
	合計額	110800
納税義務者 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称	領収日 付印	
〒902-0065 壺屋4丁目 5番31号 那覇株式会社	殿	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

沖縄県那覇市 個人市民税 個人県民税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
472018	02080-6-960141	那覇市会計管理者
指定番号		納入金額(1)
8040865		***** 円
平成 30 年 7 月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収 分を含む)	納税 所得分
	110800	
納期限 平成 年 月 日	延滞金	額 督促 手数料
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。		
	合計額	110800
納税義務者 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称	領収日 付印	
〒902-0065 壺屋4丁目 5番31号 那覇株式会社	殿	

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

沖縄県那覇市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
472018	02080-6-960141	那覇市会計管理者
指定番号		納入金額(1)
8040865		***** 円
平成 30 年 7 月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収 分を含む)	納税 所得分
	110800	
納期限 平成 年 月 日	延滞金	額 督促 手数料
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。		
	合計額	110800
納税義務者 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称	領収日 付印	
〒902-0065 壺屋4丁目 5番31号 那覇株式会社	殿	

上記のとおり通知します。(受付店→琉球銀行・本店営業部・那覇市役所内出張所→那覇市) (那覇市保管)

納入書の書き方・・・退職所得があるとき

[注意]

納税義務者である従業員の異動により納入すべき税額に変更が生じた場合には、納入書の金額訂正をするとともに、必ず『特別徴収にかかる給与所得者異動届出書』（このしおりの巻末につづられています。）も併せて記載し、市民税課に提出してください。

●退職（給与分の税額を一括徴収し退職分の税額を同時に納入するとき）・・・「納入金額(1)」の欄の税額を二重線で削除し、「納入金額(2)」の「給与分」、「退職所得分」、「合計額」欄にそれぞれの納入金額を記入します。（訂正印は不要です。）

沖縄県那覇市 個人市民税 個人県民税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
472018	02080-6-960141	那覇市会計管理者
指定番号	納入金額(1)	
8040865	265,000 円	
平成30年7月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	退職所得分
	405000	90000
延滞金		
納期限 平成30年8月10日	督促手数料	
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。	合計額	495000
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称	領収日付印	
〒902-0065 壺屋4丁目5番31号 那覇株式会社	殿	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

沖縄県那覇市 個人市民税 個人県民税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
472018	02080-6-960141	那覇市会計管理者
指定番号	納入金額(1)	
8040865	265,000 円	
平成30年7月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	退職所得分
	405000	90000
延滞金		
納期限 平成30年8月10日	督促手数料	
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。	合計額	495000
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称	領収日付印	
〒902-0065 壺屋4丁目5番31号 那覇株式会社	殿	

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

沖縄県那覇市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
472018	02080-6-960141	那覇市会計管理者
52080711	08040865	000026500000000000
平成30年7月分	指定番号	納入金額(1)
300708	040865	265,000 円
472018	給与分(一括徴収分を含む)	退職所得分
	405000	90000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	延滞金	
納期限 平成30年8月10日	督促手数料	
納期限経過後の取り扱いについては裏面をご覧ください。	合計額	495000
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称	領収日付印	
〒902-0065 壺屋4丁目5番31号 那覇株式会社	殿	

上記のとおり通知します。(受付店→琉球銀行・本店営業部・那覇市役所内出張所→那覇市) (那覇市保管)

- ※「納入金額(2)」の欄に納入金額を記入後は、その金額の訂正はできません。
- ※「納入金額(2)」の欄に金額を記入する際は、「領収証書」「納入書」「納入済通知書」のそれぞれに同じように記入してください。
- ※納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

退職所得に係る特別徴収税額の納入がある場合
納入済通知書の裏面の市民税・県民税納入申告書にも必ず記入してください。

※個人事業主の方が納入済通知書裏面(納入申告書)を記載する場合、
納入申告書は金融機関と那覇市役所市民税課の両方へ提出してください。

※3名以上の退職者が居る場合は別紙(各自様式)へ記載の上、申告してください。

納入書裏面

市民税・納入申告書	那覇市長 殿	平成30年8月10日提出	平成30年7月分	人員	1
	退職手当等支払金額		5000000		
	特別徴収税額	市民税		54000	
	県民税			36000	
地方税法第50条の5および第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。					
特別徴収義務者	住所又は所在地	〒902-0065 壺屋4丁目5番31号	(受付印)		
	氏名又は名称	那覇株式会社	印		
	法人番号又は個人番号	1234567890123			
(お願い) 下記に内訳をご記入下さい。					
1月1日の住所	氏名	就退職年月日	退職日	就職	退職
泉崎1-1-1	那覇 三郎	22'9'1	30'8'31		
支払金額	市民税	5,000,000 円			
特別徴収税額	市民税	54,000 円		市民税	円
	県民税	36,000 円		県民税	円

合計額を退職所得分として記入します。

異動届の書き方・・・転勤者の場合

●転勤者の記載例・・・ 転勤元(旧)事業所(上欄記入) $\xrightarrow{\text{送付}}$ 転勤先(新)事業所(A欄記入) $\xrightarrow{\text{送付}}$ 市役所

那覇次郎の住民税(市・県民税)

年 税 額	96,200円
月 割 額	
6月	8,200
7月	8,000
8月	8,000
9月	8,000
10月	8,000
11月	8,000
12月	8,000
1月	8,000
2月	8,000
3月	8,000
4月	8,000
5月	8,000

株那覇での徴収済額 48,200円

株浦添で徴収を開始する 48,000円

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出してください。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

平成 30年 12月 7日	住所又は所在地 〒900-0000 那覇市泉崎1-1-1	郵便番号 900-0000	フリガナ カブシキガイシャ ナハ	名称 株式会社 那覇	個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5
那覇 市長殿	給与支払義務者 (特別徴収義務者)	住所又は所在地 〒900-0000 那覇市泉崎1-1-1	フリガナ カブシキガイシャ ナハ	名称 株式会社 那覇	個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5
給与所得者(異動者)	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動事由
フリガナ 氏名 那覇 次郎	96,200 円	48,200 円	48,000 円	H30年 11月 30日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. その他 9. 略号()
生年月日 S52.7.5	受給者番号 10000-10005	月分 6 月分から 11 月分まで	月分 12 月分から 5 月分まで		異動後の未徴収税額の徴収 (A) 特別徴収継続 (B) 一括徴収 (C) 普通徴収
旧住所 那覇市泊1-2-3	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6	給与又は退職手当等の支払予定月日	給与又は退職手当等の支払予定月日		Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んで下さい。
給与支払を受けなくなった後の住所 岡上	96,200 円	48,200 円	48,000 円		

C 普通徴収

※未徴収額を本人が支払う

※那覇市役所より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

場一括徴収しない理由

1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を越える給与、又は退職手当の支払いがないため。
3. その他 理由 ()

注意

1. 「宛番号」の欄には「特別徴収税額通知書」に記載された宛番号を記入してください。
2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

B 一括徴収

※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分を納入する (月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額(ウ)と同額	異動者印
	円	

A 特別徴収継続(転勤・再就職)

※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号 8 3 1 5 8 1 3

所在地 フリガナ カブシキガイシャウラソエ	住所 〒900-0000 那覇市泉崎1-1-1
名称 (株) 浦添	名称 (株) 浦添
個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号
連絡者 係 氏名 浦添 花子	連絡者 係 氏名 浦添 花子
TEL () 876-1234 (内線)	TEL () 876-1234 (内線)

月割額 8,000円を 12 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時まで の給与支払総額 (賞与含む)	退職手当等の支払額 (支払予定額)
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年 月

異動届の書き方・・・退職して普通徴収へ切替わる場合

●退職者の記載例・・・ 事業所(上欄と一括徴収をしない理由欄及び退職所得の欄を記入) 送付 → 市役所

一那覇太郎の住民税(市・県民税)	
年 税 額	46,600円
月 割 額	
6月	4,800
7月	3,800
8月	3,800
9月	3,800
10月	3,800
11月	3,800
12月	3,800
1月	3,800
2月	3,800
3月	3,800
4月	3,800
5月	3,800

給与支払報告 にかかわる給与所得者異動届出書 特別徴収

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出してください。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

平成 30年 10月 1日	住所又は所在地 〒900-0000 那覇市泉崎1-1-1	郵便番号 900-0000	フリガナ カブシキガイシャ ナハ	名称 株式会社 那覇	個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5	※ CD	※ 処理日 現年度 新年度 両年度	
那覇 市長殿	給与支払義務者 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者番号 8 2 4 5 2 5 3	宛名番号(注1) 3	連係者 比嘉かおり	TEL () 867-0111 (内線)	特別徴収義務者番号	宛名番号(注1)	
給与所得者(異動者)	フリガナ ナハ ジョウ	生年月日 旧	特別徴収税額(年税額)	徴収済税額	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
氏名 那覇 次郎	\$52,7.5	姓	6 月分から	12 月分から	H30 年 11 月 30 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. その他 9. 略号()	A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収	
受給者番号 10000-10005	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6	1月1日現在の住所 那覇市泊1-2-3	46,600 円	23,800 円	22,800 円		Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んで下さい。	
現住所 同上	給与支払を受けなくなった後の住所							

C 普通徴収

※未徴収額を本人が支払う
※那覇市役所より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収

※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分まで納入する
(月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定日 一括徴収予定額 異動者印
円

場合一括徴収しない理由

1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を越える給与、又は退職手当の支払いがないため。
3. その他 理由 ()

注意

1. 「宛番号」の欄には「特別徴収税額通知書」に記載された宛番号を記入してください。
2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

A 特別徴収継続(転勤・再就職)

※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

所在地
フリガナ
名称
個人番号又は法人番号

連絡者
係氏名
TEL () (内線)

月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(給与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
2,956,000円	1,000,000円
社会保険料額	勤続年数
153,500円	5年 2ヵ月

異動届の書き方・・・退職して一括徴収する場合

●一括徴収の記載例・・・ 事業所(上欄とB欄及び退職所得の欄を記入) → 送付 → 市役所

那覇花子の住民税(市・県民税)

年 税 額	34,600円
月 割 額	
6月	3,800
7月	2,800
8月	2,800
9月	2,800
10月	2,800
11月	2,800
12月	2,800
1月	2,800
2月	2,800
3月	2,800
4月	2,800
5月	2,800

徴収済額 17,800円

一括徴収額 16,800円

徴収した日の属する月の翌月10日までに納付してください。

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出してください。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

平成 30年 12月 7日	給与又は支払義務者(特別徴収義務者) 那覇 市長殿	住所又は所在地 フリガナ 那覇市泉崎1-1-1	郵便番号 900-0000
フリガナ 那覇 市長殿		フリガナ カブシキガイシャ	フリガナ 株式会社 那覇
個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5		※ CD	
給与所得者(異動者)		(ア) 特別徴収税額(年税額) 34,600 円	(イ) 徴収済税額 17,800 円
フリガナ 那覇 花子	生年月日 旧姓 S52.7.8	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 16,800 円	異動年月日 H30 年 11 月 30 日
受給者番号 1000-0017	個人番号 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5	6 月分から 12 月分まで	異動事由 1.退職 2.転勤 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.会社解散 7.住所誤報 8.その他 9.略号()
1月1日現在の住所 那覇市泊1-2-3	給与支払を受けなくなった後の住所 岡上	11 月分まで 5 月分まで	異動後の未徴収税額の徴収 A.特別徴収継続 B.一括徴収 C.普通徴収
現住所 岡上		34,600 円	※ CD 8 2 4 5 2 5 3
		17,800 円	※ 処理日 現年度 新年度 両年度
		16,800 円	特別徴収義務者指定番号 8 2 4 5 2 5 3
			宛名番号(注1) 7
			連係者 比嘉 かつお
			TEL () 867-0111 (内線)

C 普通徴収

※未徴収額を本人が支払う

※那覇市役所より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収

※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 12 月分で納入する (1 月 10 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日 H30.12.20

一括徴収予定額(ウ)と同額 16,800 円

異動者印 (那覇)

A 特別徴収継続(転勤・再就職)

※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

所在地

フリガナ

フリガナ 名称

個人番号又は法人番号

連係者 係氏名 TEL () (内線)

月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時まで の給与支払総額 (賞与含む)	退職手当等の支払額 (支払予定額)
2,764,500 円	1,500,500 円
社会保険料額	勤続年数
117,800 円	10年 6 ヵ月

場一括徴収しない理由

1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を越える給与、又は退職手当の支払いがないため。
3. その他 理由 ()

- 注意
1. 「宛名番号」の欄には「特別徴収税額通知書」に記載された宛名番号を記入してください。
 2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

徴収方法変更の申出書の書き方

市・県民税徴収方法変更申出書 [普通徴収→特別徴収]

◎この申出書は、コピーして使用していただいても結構です。 ※印の欄には記入しないでください。

平成30年7月10日	給与(特別徴収義務者)と支払者	所在地	郵便番号	那覇市泉崎 1-1-1		特別徴収義務者指定番号	8245253	
		フリガナ	カブシキガイシャ ナハ		宛名番号※	3		
那覇 市長殿	特別徴収義務者	名称	株式会社 那覇		株 式 会 社 那 覇 印	連絡者	係	経 理
		個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5			氏名	比嘉かおり	
						TEL	() 867-0111 (内線)	

給与(異動者)所得者	フリガナ	ナハ タロウ		左記の者について	
	氏名	那覇太郎		普通徴収の	2 (注1) 期以降を
	個人番号	8 7 6 5 4 3 2 1 2 3	4 5	生年月日	旧姓
	1月1日の住所	那覇市 牧志 2-6-4		〒45年1月1日	
現住所	同上		当社で	7 (注2) 月分より	
				(8月10日納入予定)	
				特別徴収します。	

申出理由 (○印をつけてください)	<input checked="" type="radio"/> 入社したため
	<input type="radio"/> その他 (理由を記入してください)

注 意 事 項	<p>(注1) この申出書を提出時点で、既に納期限を過ぎている普通徴収の税額を特別徴収に変更することはできませんので、普通徴収の納付書を使用してご本人に納めていただきます。</p> <p>《普通徴収の納期限》</p> <p>1 期→ 6月30日</p> <p>2 期→ 8月31日 土・日曜日にあたる時には、</p> <p>3 期→ 10月31日 翌日・翌々日になります。</p> <p>4 期→ 1月31日</p> <p>(注2) 納入をお急ぎのときは、月割額について、市民税課までお尋ねください。</p> <p>(注3) 65歳以上の給与所得者の公的年金等に係る所得割については、給与からの特別徴収はできません。</p>
---------	--

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出してください。
 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

※ CD		
※ 処理日	現年度	
	新年度	
	両年度	
特別徴収義務者指定番号		
宛名番号(注1)		
連絡者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	

平成 年 月 日

住所又は所在地 郵便番号

フリガナ

名称 (印)

個人番号又は法人番号

那覇 市長殿

給与支払者 (特別徴収義務者)

給与所得者(異動者)				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ	生年月日	旧姓					年	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. その他 9. 略号()	A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収 Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んで下さい。
氏名				月分から	月分から	月			
受給者番号					月分まで	日			
個人番号									
1月1日現在の住所									
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所			円	円	円			

C 普通徴収

※未徴収額を本人が支払う。
 ※那覇市役所より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収

※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分で納入する (月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額(ウ)と同額	異動者印
	円	

A 特別徴収継続(転職・再就職)

※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

新特別徴収義務者	所在地	
	フリガナ	
	名称	(印)
	個人番号又は法人番号	
連絡者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	

月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年 カ月

- 場合徴収しない理由
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を越える給与、又は退職手当の支払いがないため。
 3. その他 理由 ()

- 注意
1. 「宛名番号」の欄には「特別徴収税額通知書」に記載された宛名番号を記入してください。
 2. 転職・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

市・県民税徴収方法変更申出書

[普通徴収→特別徴収]

◎この申出書は、コピーして使用していただいても結構です。 ※印の欄には記入しないでください。

※ CD		
※ 処理日	現年度	
	新年度	
	両年度	
特別徴収義務者 指 定 番 号		
宛 名 番 号 ※		
連 絡 者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	

平成 年 月 日	所在地	郵便番号
	フリガナ	
	名 称	(印)
	個人番号又は 法人番号	

給 与 所 得 者 (異 動 者)	フリガナ	
	氏 名	生 年 月 日 T S H 年 月 日
	個 人 番 号	
	1 月 1 日 の 住 所	那覇市
	現 住 所	

左記の者について

普通徴収の (注1) 期以降を

当社で (注2) 月分より

(月 日納入予定)

特別徴収します。

申 出 理 由 (○印をつけてください)	入社したため
	その他 (理由を記入してください)

注 意 事 項	(注1) この申出書を提出時点で、既に納期限を過ぎている普通徴収の税額を特別徴収に変更することはできませんので、普通徴収の納付書を使用してご本人に納めていただきます。 《普通徴収の納期限》 1 期→ 6月30日 2 期→ 8月31日 土・日曜日にあたるときには、 3 期→ 10月31日 翌日・翌々日になります。 4 期→ 1月31日
	(注2) 納入をお急ぎのときは、月割額について、市民税課までお尋ねください。
	(注3) 65歳以上の給与所得者の公的年金等に係る所得割については、給与からの特別徴収はできません。

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

那覇市長 殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称 又 是 氏 名											連 絡 先	係	
		法人番号 又 是 個人番号													氏 名
平成 年 月 日提出		代表者の 職氏名印	印										電話番号		

所在地・方書・名称には、誤読を避けるためにフリガナも記入してください。

区 分	変 更 前	変 更 後
フリガナ 住所(居所) 又 是 所 在 地	〒	〒
フリガナ 方書(ビル名など)		
フリガナ 氏名又は名称		
電 話 番 号		

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	1. 氏名又は名称の変更 2. 住所(居所)又は所在地の変更 3. 合 併 4. 送 付 先 5. そ の 他

合併、その他の内容

◎ 特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合には、下欄に送付先の所在地・名称などを記入してください。

送 付 先	フリガナ	
	所 在 地	〒
	フリガナ 名 称	
	電 話 番 号	

※注意 代表者のみの変更の場合は、届出の必要はありません。

この変更届出書を提出されましても、法人市民税等にかかる異動届出書を提出したことにはなりませんので、別途お問い合わせください。

特別徴収義務者が個人事業主の場合は、個人事業主の個人番号を記載してください。

備 考	
--------	--

ゆうちょ銀行・郵便局
の指定について

特別徴収税額の納入に
沖縄県外のゆうちょ銀行・
郵便局を利用される場合は、
当市の金融機関として指
定しなければなりません
ので当初納入される際に、
綴込みの「指定通知書」
へご利用になるゆうちょ
銀行・郵便局名及び提出
年月日を記載して、その
ゆうちょ銀行・郵便局に
提出してください。

なお、前年度利用の指
定ゆうちょ銀行・郵便局は、
本年度も引き続きご利用
できますので、提出の必
要はありません。

ゆうちょ銀行（ ）支店
平成 年 月 日
（ ）郵便局 長 殿

那覇市長 城 間 幹



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税及び県民税
(特別徴収税額)取扱局に指定しましたので通知します。

1 口座番号	02080-6-960141
2 加入者の名称	那覇市会計管理者
3 取りまとめ局	福岡貯金事務センター
	郵便番号 〒812-8794